

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び上尾市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 1 号

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び上尾市職員の育児休業等に関する規則

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 7 年上尾市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間」を「4 時間」に改める。

第 1 3 条の 3 第 2 項を次のように改める。

2 育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(上尾市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 2 条 上尾市職員の育児休業等に関する規則（平成 1 9 年上尾市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 5 号」に改め、同条中「第 2 条第 4 号ア(イ)」を「第 2 条第 5 号ア(イ)」に改める。

第 7 条の見出し中「請求手続」を「請求等の手続」に改め、同条第 1 項中「請求は」を「請求、育児休業法第 1 9 条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更（次項及び第 3 項において「請求等」という。）は」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条第 2 項中「請求」を「請求等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定による請求等において、部分休暇簿に記載すべき所要の事項を出退勤システム（職員の出退勤その他服務上の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。）に入力したときは、同項の規

定による請求等とみなす。

第8条中「非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を「もの」に改める。

第4号様式を次のように改める。

部分休業簿

申出対象期間	年度						
--------	----	--	--	--	--	--	--

所属	職名	氏名	職員番号

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容	※申出の内容（変更後の内容も共通）					
	月 日	☐ ① ☐ ②	① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年度につき 1 0 日相当を超えない範囲内					

3 変更（第 1 回目）	変更月日	変更後の内容	変更が必要な事情	特別の事情の有無				
	月 日	☐ ① ☐ ②		☐ 有 ☐ 無				

4 変更（第 2 回目）	変更月日	変更後の内容	変更が必要な事情	特別の事情の有無				
	月 日	☐ ① ☐ ②		☐ 有 ☐ 無				

5 備考								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

年度

	部分休業の承認の請求をする期間						請求月日	承認の可否				備考			
	月日		毎日／曜日等	時間											
1	月	日から	☐ 毎日		時	分から	時	分まで	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認				
	月	日まで	☐ その他 ()												
2	月	日から	☐ 毎日		時	分から	時	分まで	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認				
	月	日まで	☐ その他 ()												
3	月	日から	☐ 毎日		時	分から	時	分まで	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認				
	月	日まで	☐ その他 ()												
4	月	日から	☐ 毎日		時	分から	時	分まで	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認				
	月	日まで	☐ その他 ()												
5	月	日から	☐ 毎日		時	分から	時	分まで	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認				
	月	日まで	☐ その他 ()												
6	月	日から	☐ 毎日		時	分から	時	分まで	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認				
	月	日まで	☐ その他 ()												
7	月	日から	☐ 毎日		時	分から	時	分まで	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認				
	月	日まで	☐ その他 ()												

託児の態様	☐ 託児施設 () ☐ そ の 他 ()		託児時間：	時 分	～	時 分
通勤時間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む。)					
取得状況		期間		時間		
	育児時間	月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～	時 分	時 分
	介護時間	月 日から 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～	時 分	時 分

年度

	部分休業の承認の取消しの期間											備考				
	月日				時間											
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで				
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで				
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで				
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで				
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで				
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで				
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで				
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで				
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで				
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで				

第2号部分休業の承認の請求の場合

(第4面)

年度

第2号部分休業の時間数

時間 分

	部分休業の承認の請求をする期間		請求時間数	残時間数	請求月日	承認の可否				備考
	月日	時間								
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	☐ 承認 ☐ 不承認				
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	☐ 承認 ☐ 不承認				
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	☐ 承認 ☐ 不承認				
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	☐ 承認 ☐ 不承認				
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	☐ 承認 ☐ 不承認				
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	☐ 承認 ☐ 不承認				
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	☐ 承認 ☐ 不承認				
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	☐ 承認 ☐ 不承認				
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	☐ 承認 ☐ 不承認				
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	☐ 承認 ☐ 不承認				

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
（上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 1 3 条の 2 及び第 1 3 条の 3 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認を受ける介護休暇及び介護時間について適用し、施行日前に承認を受ける介護休暇及び介護時間については、なお従前の例による。
（上尾市職員の育児休業等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第 2 条の規定による改正後の上尾市職員の育児休業等に関する規則（以下「新育児休業等規則」という。）第 7 条及び第 8 条の規定は、施行日以後に承認を受ける部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に承認を受ける部分休業については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市職員の育児休業等に関する規則第 4 号様式による書類は、新育児休業等規則第 4 号様式によるものとみなす。